

所信表明

令和 3 年 6 月

都留市

本日、令和3年6月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご出席誠に苦労様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、日常生活に様々な影響を与えている新型コロナウイルス感染症につきましては、東京都や神奈川県などの10都道府県において、3度目の「緊急事態宣言」が発令され、その後6月20日まで、期間の延長が行われるなど、いまだ感染症の猛威は続いており、現時点においても、依然として予断を許さない状況であります。こうした状況の中、感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発症をできる限り減らす

ためのワクチン接種が全国で進められており、本市におきましても、4月19日から75歳以上の方に接種券を発送し、以後、年齢を区切り、順次発送しているところであります。発送を年代別に分散することにより、予約受付コールセンターへの電話の集中を防ぐといった対応を行ったところであり、これにより、予約開始日から数日間は、コールセンターに電話が繋がりにくい状況が生じたものの、その後は、影響を最小限に抑えることができたものと考えております。

また、接種体制につきましては、都留医師会をはじめとする医療機関の皆様にご協力をいただく中、各医療機関における個別接種を5月10日から、都留市立病院における集団接種につきましては、5月24日から開始したところであります。現在、64歳以下の基礎疾患のある方で、早期にワクチンの接種を希望する方を優先しつつ、6月8日に60歳から64歳の方への接種券を発送するなど接種も順調に進んでお

ります。

今後につきましては、60歳未満の一般の方への接種券も段階的に発送を進め、引き続き、迅速かつ円滑な接種の実施に努めてまいります。多くの方にワクチン接種をしていただくことが、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えることに繋がりますので、市民の皆様には、接種に際して、ご理解・ご協力をいただくとともに、引き続き、気を緩めずにマスクの着用、3密の回避、手指消毒、換気等の感染予防対策の徹底をお願いいたします。

こうした中、昨年から新型コロナウイルス感染症の大規模な流行と、それに起因する様々な自粛要請などにより、経済活動は長期にわたり多大な影響を受けてまいりました。本市ではこれまで、事業者への支援金の給付や市民生活応援商品券の配布など、切れ目のない経済支援策を講じてまいりましたが、コロナ禍前の日常を取り戻すまでには、いまだ時間が

必要な状況となっております。

このような中、市民の皆様の生活支援と地域経済の循環を推進し、地域活力を再生するため、6月下旬を目途に全市民及び市内3大学等の全学生に「第2弾 都留市コロナに負けるな！市民生活応援商品券」を配布する準備を進めております。また、やまなしグリーン・ゾーン認証施設に対する感染症対策継続支援金事業の期限を延長し、感染症対策に取り組む事業者を引き続き、支援することといたしました。

今後におきましても、国及び県の支援策の動向を注視しながら、都留市商工会等と連携を強め、事業継続の下支えと地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、「低所得の子育て世帯に対する子育て生活支援特別給付金」についてであります。この給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、雇用動向の悪化による収入減少や食費等による支出の増加の影響を受け、家計

の経常収支が大きく悪化している、子育て世帯の生活を支援する観点から、子ども一人につき5万円を支給するものであります。ひとり親世帯につきましては、5月10日に支給を完了しており、今後は、その他の子育て世帯への給付金の支給を予定しており、子育て世帯に対する適切な支援に向け、円滑な支給に努めてまいります。

次に、「東京2020オリンピック・パラリンピック」についてであります。7月23日の開会まで残り1カ月半となりました「オリンピック」に向け、本市における聖火リレーが6月27日に、国道139号都留バイパスの西願寺前交差点付近から都留文科大学 国際交流会館付近までの約1.3キロメートルのコースで実施されます。本来であれば、多くの方々に沿道から声援を送っていただきたいところではありますが、沿道での密を避けるため、インターネットライブ中継等でご覧いただきますようお願いいたします。

次に、「セーフコミュニティへの取り組み」についてであります。「事故や怪我は偶然の結果ではなく、原因を分析することで予防することができる」という理念の下、市民及び協働する各種団体と連携し、安全の向上に取り組んでいる「セーフコミュニティ事業」は、この度、国際認証の取得に向けた、海外の審査員による現地審査を、5月12日から14日の3日間、オンラインにて実施いたしました。外傷サーベイランス委員会と6つの対策委員会がこれまでの取り組みを報告し、各審査員から、これまでの活動や今後の活動予定についての質疑を受け、認証の基準を満たしているかの審査を受けました。その結果、審査員からは、「セーフコミュニティの7つの基準に基づき、論理的に取り組んでいる」、「地域の実情をデータにより客観的に分析している」、「地域住民が主体性を持って取り組んでいる」などといった講評をいただくなど、3年間に及ぶ、本市の取り組みが評価され、認証の内定をいた

だくことができました。

今後につきましては、8月に認証式を開催し、正式に国内17番目の認証自治体として、世界の「セーフコミュニティ・ネットワーク」に加わる予定であります。改めて、これまでの間、この認証にあたり、各分野で積極的な取り組みを行ってまいりました関係者の皆様に対し、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。今回、認証の内定をいただきましたが、認証はゴールではなく、安全で安心できるまちづくりを進めていくための体制・仕組み・能力があると認められたという、いわば「スタート地点」に立つことができたという認識であります。今後も「安全・安心なまち セーフコミュニティ つる」の実現に向け、引き続き努力してまいりますので、関係各位のご協力と市民の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、「SDGsについて」であります。本市では、本年度

より、国連サミットにおいて採択された世界共通の目標である「誰一人取り残さない」、「持続可能なまちづくり」という理念に基づくSDGsの目指すゴールの達成に向け、本格的な取り組みを進めていくこととしております。この推進体制といたしまして、4月29日に、全庁的・総合的かつ効率的に推進するため、私を本部長とする都留市SDGs推進本部を立ち上げるとともに、本市として、SDGs達成に寄与する取り組みを進める上での考え方をまとめた「都留市SDGs推進方針」を策定いたしました。

また、SDGsの目標の達成のためには、官民双方の多様なステークホルダーとの連携が重要となりますが、その手始めとして、6月5日に、SDGsの取り組みを通じ、社会課題の解決と、持続可能な社会の実現を目指している富士急行株式会社様と「SDGsの推進に関する連携協定」を締結いたしました。今後は、この協定に基づき、双方の連携による

S D G s の普及啓発が図られるとともに、具体的な連携事業が展開されていくものと期待しているところであります。引き続き、本市の未来を、希望あふれる明るいものとしていくため、「都留市 S D G s 推進方針」を基に、全市を挙げて S D G s 推進の取り組みを実施してまいります。

次に、「地方創生の取り組み」についてであります。地方創生の取り組みにつきましては、従来からの「生涯活躍のまち・つる」事業と併せ、昨年度より、コロナ禍における、地方への新しい人の流れと、魅力的な働く環境の創出に向け、「ワーケーション等関係人口対策推進事業」を実施しているところであります。本年 7 月には、戸沢地内の市有地に、ワーケーション施設、「ザ・フォレスト」が公募で選定された事業者によりオープンされる予定であり、産・官・学・民の連携の場として、新しい働き方を提案するとともに、交流人口の増加、雇用の創出等、本市の地域活性化に繋がっていきたいと考えて

おります。

また、昨今、様々な取り組みに対して、本市との繋がりや関わりを求める個人・団体などからの問い合わせが増加しており、本市が注目を集めつつあることを実感しているところでもあります。このような好循環が本市にもたらされている要因としましては、この“まち”にとっての最適な施策を本市が総合戦略として実施してきたことに加え、地方創生の各種取り組みを統括する、「内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部」との情報共有を密にする中で、他の自治体に先立ち、より効果的な事業展開を図ってきたことが挙げられます。本市では、内閣官房からの打診をもとに、平成29年度から「内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部」へ職員を派遣してきたところであり、この4月からも、引き続き3人目の職員を派遣しているところでもあります。以来、国との密接な関係を保ちながら、本市における地方創生の取り組みに資する情報交換や、

有利な交付金制度 等の活用などを通じ、さまざまな施策を展開してまいりました。

今後もこのような関係性を基にして、積極的な施策を実施することで、「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、着実に邁進してまいりたいと考えております。

次に、「ふるさと納税」についてであります。令和2年度のふるさと納税による寄附額は、本年3月31日時点で、寄附件数が7万8千256件、寄附額が12億3千586万円となり、昨年度の寄附額2億384万2千円に比べ約6倍、また、一昨年度の寄附額1千242万7千円に比べて、約100倍にあたる額のご寄附をいただきました。寄附額が大きく伸びた要因といたしましては、新たな寄附者を取り入れるための、ふるさと納税ポータルサイトの拡充や、ユーザーを特定したターゲット別の地場産品の掘り起こし、返礼品等の魅

力を伝えるためのデザイン構築や広告宣伝など、さまざまな取り組みを戦略的、かつ多角的に行ってきた結果にあると認識しております。このようなことから、これら成果をさらに加速させるため、本年4月より、専門の担当部署を企画課内に設置いたしました。今後とも、寄附者に対するきめ細やかな対応と、制度の趣旨にのっとり中で本市の良さを市外、県外へと発信する仕組みを充実させ、自主財源の確実な確保を進めるため、ふるさと納税の確保に向け、さらなる積極的な取り組みを推進してまいります。

次に、「富士北麓・東部地域のごみ処理広域化」についてであります。富士北麓・東部地域の12市町村による「富士北麓・東部地域ごみ処理広域化推進協議会」の設立総会が、本年4月8日に開催され、山梨県ごみ処理広域化計画に基づき、当該地域を構成する市町村による協議の場が整いました。今後、この協議会における協議をもとに、来年2月を目途に一

部事務組合を設立し、その後、速やかに新ごみ処理施設の建設に取り掛かることができるように準備を進めてまいります。

次に、「水道事業」についてであります。人口減少時代の到来と東日本大震災の経験を契機とし、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、厚生労働省は、平成25年にこれまでの「水道ビジョン」を全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性や、その実現のための方策等を提示した「新 水道ビジョン」を策定しました。

本市では、水道事業の目指すべき将来像を描き、その実現に取り組むため、平成22年に「都留市 水道ビジョン」並びに「第10次都留市水道施設整備基本計画」を策定し、計画的な施設整備等に取り組んできたところでありますが、この度、令和2年度に同ビジョン等の計画期間が終了したことに伴い、新たな計画について水道運営委員会にて審議していた

だき、令和3年度からの10年間を計画期間とする「都留市水道事業ビジョン（2021）」並びに「第11次都留市水道施設整備基本計画」を策定しました。本計画では、引き続き、安全・安心な水を長期にわたって供給するための施策として、石綿管や老朽管の布設替えを重点事業として位置付けるとともに、SDGsが掲げる目標と関連付けることで、その目標達成に貢献できるよう取り組むこととしており、今後とも、この計画をもとに公営企業として、より一層の健全経営を図ってまいります。

次に、「農業振興」についてであります。本市では、平成29年度より、農家の皆様のさらなる所得向上と、新たな特産品づくりによる魅力ある農業の確立を目指し、「高収益作物導入事業」を強力に推進しております。このような中、果樹栽培に関する講習会の開催や、農業振興施策コーディネーターのきめ細やかな活動などにより、果樹栽培を目指す農家の

掘り起こしが進み、令和２年度末時点で、シャインマスカットを始めとしたブドウ、モモ及びスモモ等の作付面積は、約３ヘクタールまで拡大いたしました。

さらに、本市のような中山間地域においては、夜蛾などの病虫害対策や果樹栽培に適した肥沃な土壌づくりなどの課題があるため、令和２年度に果樹栽培に係る関係機関を構成員として設立した「都留市果樹栽培研究会」において、様々な効果・検証を実施し、本年３月に、事業の成果をまとめた都留市版「ブドウ栽培マニュアル」及び「モモ栽培マニュアル」を策定したところであります。本マニュアルは、本市におけるブドウ及びモモの栽培に必要な作業などを分かりやすく解説したものであり、果樹栽培を実践している方や検討している方にとっては非常に参考となる内容となっております。

また、平成３０年４月に果樹栽培の担い手として着任した地域おこし協力隊につきましては、試験ほ場の肥培管理への

従事に加えて、山梨県 果樹栽培 試験場や峡東地域の果樹農家のもとでの研修などにより、果樹栽培に必要なノウハウを習得し、本年4月より、本市初の果樹専業農家として独立するに至りました。今後、本市がさらに果樹栽培を推進していくにあたっては、苗木を定植してから収穫できるようになるまで数年を要することが最大の課題であることから、この未収益期間を短縮するため、本年度は「果樹大苗生産事業」を展開する新たな地域おこし協力隊を招き、より果樹栽培に取り組みやすい新たな仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、「観光振興」についてであります。新型コロナウイルス感染症のまん延により、日本における観光スタイルは、インバウンドの拡大から、近場の地域の魅力を再発見する「マイクロツーリズム」へと大きく変わりました。本市の観光傾向としては、「都留アルプス」や「都留市二十一秀峰」をはじ

めとしたトレッキングの人气が高く、本年4月に、県民を対象に感染症対策を施した上で開催した「都留アルプスフリーハイキング」では、コロナ禍にもかかわらず、定員いっぱいの参加をいただき、参加された皆様からも高評価をいただいたところであります。

また、昨年度には、「つる観光戦略」のテーマであります「富士の麓の小さな城下町」を体現するため、戦略で定める「谷村城下町・歴史エリア」のシンボルである「勝山城跡」、いわゆる「お城山」の整備を実施いたしました。今後は、『勝山城跡学術調査報告書』を活用し、史跡としての知名度向上を図るとともに、シビック・プライドの醸成を図り、お城山が「つる観光」の拠点となるよう、アフターコロナを見据えた具体的な観光事業を推進してまいります。

次に、「窓口支払い手続きのキャッシュレス化」についてであります。本市は昨年度、経済産業省が募集した自治体窓口

や公共施設使用料の支払いに伴うキャッシュレス化を進める、全国29自治体の「モニター自治体」の一つとして選定され、これまで経済産業省や各自治体との意見交換等を行いながら、各種手続きのキャッシュレス化に向けて取り組んでまいりました。この結果、県内自治体に先駆け、本年4月より、本庁舎1階の市民課、税務課の窓口での各種証明書交付手数料の支払いについて、クレジットカードや電子マネー、QRコードなど31種類の決済手段に対応したキャッシュレス決済サービスを導入いたしました。

また、これに続き、5月からは体育施設の使用申請手続きのオンライン化と、使用料支払いのキャッシュレス決済サービスも開始したところであります。これらのサービスは、効率的な行政運営を実現させるとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策として、窓口での接触の機会を低減できるものであり、加えて、市民サービスの向上にも大きく寄与する

ものであります。今後も、本市のキャッシュレス化の取り組みを推進し、「市民全体の豊かな暮らし」の実現に向け、取り組んでまいります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件の内容につきまして申し上げます。今回、提出いたしました案件は、専決処分の承認を求める案件2件、条例案5件、予算案4件、その他の案件1件であります。

はじめに、専決処分の承認を求める案件についてご説明、申し上げます。「都留市税条例等中改正の件」につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をしたものであります。

次に、令和3年度一般会計補正予算（第2号）についてご説明、申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で、経済的に厳しいひとり親世帯を支援するため、児童扶養手当受給世帯に対し子ども一人につき5万円を

支給する国の「子育て世帯生活支援特別給付事業」のうち「ひとり親世帯」に給付する経費について、地方自治法 第 1 7 9 条 第 1 項の規定に基づき、専決処分により対応したものであり、歳入歳出予算とも 1 千 9 1 2 万 8 千円を追加し、予算総額を 1 4 6 億 7 千 7 1 2 万 8 千円としたものであります。

続きまして、令和 3 年度一般会計補正予算案（第 3 号）についてご説明、申し上げます。このたびの補正予算は、先ほどの「子育て世帯生活支援特別給付事業」のうち「ひとり親世帯以外の子育て世帯」に給付する経費について追加するものであり、歳入歳出予算とも 2 千 4 2 6 万 5 千円を追加し、予算総額を 1 4 7 億 1 3 9 万 3 千円とするものであります。なお、この補正予算案（第 3 号）につきましては、特に緊急性を要する事業であるため、初日での議決をお願いしたく通常の補正予算案と分離して提出させていただきました。

次に、条例案について、ご説明申し上げます。

まず、「都留市固定資産評価審査委員会条例中改正の件」につきましては、審査の申出の手続等における書面への押印 及び 署名を不要とするため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市介護保険条例中改正の件」につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置を継続するため、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件」につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に「都留市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件」につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、「都留市職員定数条例中改正の件」につきましては、都留市立病院における地域医療提供体制を強化するため、所要の改正をするものであります。

続きまして、令和3年度一般会計補正予算案（第4号）についてご説明、申し上げます。今回の補正予算案につきましては、当初予算編成以降に生じた緊急性、必要性のある事業を計上し、編成いたしました。一般会計につきましては、歳入歳出予算とも1億5千346万円を追加し、予算総額を148億5千485万3千円とするものであります。

主な歳出の内容について、ご説明申し上げます。

4款 衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、円滑な接種を実施するための体制整備に要する経費などとして、1億2千839万8千円を追加するものであります。

5款 農林水産業費につきましては、台風や大雨等により土

砂流出が発生している箇所を県が実施する農村地域防災減災事業を活用し、土砂崩壊防止施設の整備に要する負担金などとして、1千21万6千円を追加するものであります。

6款 商工費につきましては、地域資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを実施する民間事業者に補助を行う経費として、1千100万円を追加するものであります。

9款 教育費につきましては、都留市総合運動公園、やまびこ競技場において各種大会を円滑に実施するため、放送設備の修繕を行う経費などとして、384万6千円を追加するものであります。

次に、公営企業会計についてご説明申し上げます。

水道事業会計につきましては、定期人事異動に伴う人件費として、収益的支出に462万5千円を追加し、予算額を3億2千207万1千円とするものであります。

病院事業会計につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策用に個人防護具を整備する費用として、収益的支出に2千569万1千円を追加し、予算額を37億4千311万6千円とするものであります。また、都留市立病院において、PCR検査を実施するため、遺伝子解析装置を新たに導入することに要する経費などにより、資本的支出に5千1万3千円を追加し、予算額を5億3千61万1千円とするものであります。

以上、提出議案につきまして概略申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

さて、私ごとで恐縮ではありますが、この機会をお借りいたしまして、私の進退について触れさせていただきます。

平成25年12月に、市民の皆様から市政の舵取りをご信託いただき、就任して以来、公正・公平、即断即決と有言実

行を信条に、スピードと積極性を道しるべとして歩んでまいりましたが、時が経つのは早いもので、2期8年の任期満了まで残り半年余りとなりました。

この間、平成28年度からは「第6次都留市長期総合計画」を市政運営の軸に置き、目指す将来像を「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」と定め、人口減少・少子高齢化が進行する今後であっても、いつまでも元気で、生涯を通してきらめくような人生を送ることができる“まち”を目指してまいりました。

中でも、生涯活躍のまち・つる事業、南都留合同庁舎を活用した都留文科大学の新棟整備、都留市立病院の産科分娩の再開、高収益果樹作物の栽培、セーフコミュニティの国際認証取得、ふるさと納税の飛躍的増加などは、前例にとらわれていては到底実現できない成果であり、また、活力ある「まちづくり」の実現と未来への投資に向けた政策として、高い

評価を受けているものと自負しております。

このような中、市内の多くの団体や市民の皆様から、引き続き、市政を担当し、個性豊かで活力にあふれ、愛情と誇りの持てる都留市づくりに、一層尽力するようにとの要請をいただいているところであります。その数は、前回市長選時の倍以上となっており、これまでの取り組みに一定の評価をいただいているものと感じているところでもあります。

これまでの道のりを振り返り、今ある課題を探求し、挑戦し続けることができるか自問自答を重ねてまいりましたが、幸い、心身ともに健康に恵まれており、さらに、この地域の人々、子どもたち、そして、この都留市を未来永劫、発展させていくという初志は、一層、強くなってきております。

これまで2期8年を目標に、スピーディな公約の実現を目指してまいりましたが、ここ1、2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、思い通りに政策が展開できず、道半ば

の事業も残されております。一方、セーフコミュニティの学校版である「インターナショナルセーフスクールの認証取得」や、都留文科大学との連携による児童・生徒の探究力の向上、道の駅つるを核とする農業振興や観光振興、中央道側道の県道化、財政や市立病院の健全化など、未来に向けて、この都留市を輝かせていくため、これまでの取り組みを継続し、さらに磨き上げていかなければならない事業も数多く存在しております。特に、国連サミットにおいて採択された世界共通の目標である「SDGs」の「誰一人取り残さない」、「持続可能なまちづくり」という理念に基づく市政運営の推進には、強い意欲が掻き立てられているところでもあります。

今後も、前例のない幾多の課題や様々な岐路と対峙することになるかと思いますが、この局面に正面から向き合い、さらには、アフターコロナを見据えた経済対策の実行などにより、元気な都留市を実現していくためには、私が培ってき

た行政経験や知識、これまで構築してきた国・県をはじめとした様々な人脈やパイプが必ずやお役に立つものと考えております。市民の皆様から数多くの要請をいただく中、また、目下の懸案となっております新型コロナウイルス感染症のワクチン接種も順調に進む中、これまでの経験を活かし、三度その舵取り役としての使命を果たすべく、11月に予定されております都留市長選挙に立候補し、多くの皆様の要請にお応えすることを決意した次第であります。なお、残る任期におきましても、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すなど、諸課題の解決に全力を傾注してまいりたいと考えております。

今後とも議員各位、並びに市民の皆さまの温かなご理解、ご協力を衷心よりお願い申し上げまして私の所信の一端とさせていただきます。